



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 祥
代表 者 名 代表 取 締 役 社 長 案名 俊裕
(コード: 8920 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 桑添 直哉
(TEL. 0566-79-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を充分に発揮することができるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。
- なお、定款第 30 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. (条文省略) （新 設） <u>19.</u> (条文省略)	（目的） 第 2 条 (現行どおり) 1. ～18. (現行どおり) <u>19. カルチャー教室の経営</u> <u>20.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、 取締役（取締役であったものを含む。） の会社法第423条第1項の賠償責任に ついて法令に定める要件に該当する場 合には、賠償責任額から法令に定める 最低責任限度額を控除して得た額を限 度として免除することができる。 (新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社 法第427条第1号の規定により、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月25日
定款変更の効力発生日 平成26年6月25日

以 上